

波佐見町事業継続支援給付金申請要領

波佐見町商工観光課

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、波佐見町事業継続支援給付金を給付します。

2. 支給額

令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）で、

- ・ 50%以上減少している場合 1事業者あたり 20万円
- ・ 20%以上50%未満減少している場合 1事業者あたり 10万円

給付要件

給付金の申請をできる者は、次の1～5の要件を満たす事業者とします。

1. 長崎県下全域への特別警戒警報、長崎市内への緊急事態宣言が発令されたことに伴い、

- ① 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
 - ② 県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと
- のいずれかにより、令和3年1月または2月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が対前年比（または対前々年比）20%以上減少していること。

創業の時期により令和2年1月または2月の売上高の算定ができない事業者の取扱い

※令和2年2月2日から令和2年11月1日までに創業した事業者

「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から令和2年12月までのうちの任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または2月の売上高とみなす

※令和2年11月2日から令和2年12月末日までに創業した事業者

「令和2年12月分の売上」か「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または2月の売上高とみなす

2. 令和3年2月1日を基準日とし、法人の場合は本社所在地が、個人事業主（農業者を含む）の場合は住所が町内にあること。

3. 長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金を財源とした各市町の営業時間短縮要請協力金を受給していない（しない）こと。

4. 令和2年12月末までに納期限が到来している町税等について滞納がないこと。
または町から納付の減免や猶予を受けていること。

※町税等とは、町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の町が債権を有するもの。

5. 国に準じ、以下のいずれかに該当する事業所でないこと。

- ・ 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・ 上記の他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事・町長が判断する者

申請手続き等

1. 給付金の申請受付期間

令和3年3月25日（木）から令和3年6月30日（水）まで ※当日消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

(1) 申請に必要な書類（波佐見町指定の様式）

- ① 提出書類チェックシート
- ② 波佐見町事業継続支援給付金支給申請書（様式1）
- ③ 該当要件申告書（様式2）
- ④ 売上高比較表（様式3）
- ⑤ 誓約書（様式4）

(2) 添付が必要な書類（チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。）

- ① 直近の確定申告書（写し）
- ② 上記（1）④に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し）
- ③ 振込先口座の通帳（写し）
- ④ 本人を確認できるもの（写し） ※個人事業主の場合のみ必要

3. 給付金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・波佐見町役場、商工会等の窓口
- ・波佐見町のホームページからダウンロード

4. 申請方法

以下に示す申請先あてに持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。（申請方法の詳細については波佐見町のホームページを確認してください。）

【申請先】 〒859-3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660

波佐見町役場 商工観光課

農林課（農業者の方）

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、給付金をお支払いすることで通知に代えます。

なお、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名等がすべて一致します。

- ・事業継続支援給付金支給申請書（様式1）
- ・該当要件申告書（様式2）
- ・売上高比較表（様式3）
- ・誓約書（様式4）
- ・直近の確定申告書（写し）
- ・様式3に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し）
- ・振込先口座の通帳（写し）※表紙をめくった次のページ
- ・本人を確認できるもの（写し） ※個人事業主の場合のみ必要

2. 1について、何らかの事情により一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。

例1) 様式1の申請者と口座名義人が一致しない場合

⇒給付金受領の「委任状」（別添）及び両者の関係が分かる書類を提出。

例2) その他、事業者名が一致しない場合

⇒各事業者の関係が分かる書類を提出。それが困難な場合は、関係を記載した申立書（任意様式。法人は記名押印。個人は自署）を提出。

その他

1. 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の支給決定を取消し、給付金を全額返還いただくとともに、給付金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。
2. 申請内容に不正があった場合には、給付金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

3. 問合せ先

波佐見町役場 商工観光課

農林課（農業者の方）

電話番号 0956-85-2111

開設時間 令和3年3月25日（木）～令和3年6月30日（水）

8:30～17:15（但し、土日祝日を除く）